

東由利村報

1963・5・1
No.73 発行 東由利村役場
印刷 KK本間印刷所

村税完納39落部に増える

「400万円のカベ」はそのまま

「村づくりのガン」とまでいわれた村税の滞納も、村民の協力によって次第に収納率が向上してきている。

1時、900万円を超した滞納額も37年度末の3月には450万円になり、部落完納世帯も36年度30部落であつたが39部落にまで増加した。しかし、村税の収納率が向上してきているというのは年度内の動きを見てのことであつて、いぜん調定総額の1割にも及ぶ450万円の滞納をかかえ、しかも県内で最下位の成績では不面目をとおりこし

て村自体の財政運用の支障となり、いろいろな面で村のマイナスとなることはいうまでもない。

これまで年度内完納を目標にしてきたが、滞納額400万円のカベをそのまま破ることができず、ついに年を越したことになるが、新年度はぜひともこれら滞納を一掃し、また新しく賦課された村税は、納期限内に、しかも決められた場所にきちんと納める「自主納税」をみんなの手で押し進めていきたいものである。

いま、自由化貿易という試練に直

面し、国全体の経済状況も大きく変わろうとしている。そして農村もこれらの経済変動に対処していくために農業構造改善という大きな課題を背負っているのであるが、それだけでなく立ちおけているわが村ではそれだけ問題が大きいといえ

ようし、なによりもこうした大事なときに滞納により村の施策推進に支障を及ぼしてはならない。より基盤の強い村づくりを進めるためにいま一つ全村民の強い協力が望まれるのである。

完納部落に感謝状

4月23日開かれた部落長会議で連続完納と37年度の完納39部落に対して感謝状と部落完納報償金がおくられた。

完納部落は次のとおりである。

【8カ年連続】高戸屋・山崎・日照坂・蔵新田・小倉・中の沢・滝の下・第一大琴・舟木・土場沢・下吹

【5カ年連続】向田

【4カ年連続】茂沢・岩館・蔵・桂台

【3カ年連続】大吹川・須郷・時雨山・野田

【2カ年連続】板戸・湯出野・祝沢・上里・宮の前・黒沢・新処・宿・沼・奥が沢

昭和37年度 部落別村税納付状況

項目						項目					
部落名		世帯数	完納世帯	未納世帯	滞納額	部落名		世帯数	完納世帯	未納世帯	滞納額
黒淵	大吹川	18	18	0	(千円)	老方	湯出野	18	18	0	(千円)
	須郷	10	10	0			寺田	24	24	0	
	地下の沢	26	16	10	198		茂沢	6	6	0	
	黒淵	27	18	9	179		倉坂	4	2	2	76
	葦沢	18	18	0			日照坂	3	3	0	
	向田	14	14	0			祝沢	25	25	0	
	智者鶴	20	13	7	77		上里	22	22	0	
	泡の淵	19	13	6	100		横渡	46	28	18	241
	高戸屋	13	13	0			岩館	30	30	0	
田代	下小屋	12	12	0		蔵	蔵	57	57	0	
	時雨山	21	21	0			新田	48	48	0	
	田代	41	41	0			島	17	17	0	
	石高山	25	25	0			宮の前	18	18	0	
	袖山	31	24	7	74		黒沢	10	10	0	
	家の下	27	18	9	160		法内宿	野田	23	23	0
下小路	45	38	7	111	新処	23		23	0		
宇戸坂	33	21	12	50	十二の前	20		12	8	146	
館西	28	22	6	159	桂台	8		8	0		
入日町	22	17	5	25	小倉	34		34	0		
五海保	24	19	5	109	中の沢	7		7	0		
山崎	21	21	0		高村	16		16	0		
久保	18	18	0		大琴	92		76	16	153	
板戸	12	12	0		舟木	29		29	0		
松柴	24	13	12	115	高屋	15		8	7	56	
合	新沢	20	13	12	167	土場沢	16	16	0		
	新新田	41	41	0		下吹	12	12	0		
	須郷田	22	12	10	139	宿	30	30	0		
	新町	75	47	28	288	大台	14	5	9	106	
老方	横小路	27	20	7	85	杉森	沼	13	13	0	
	上通	27	18	12	145		杉森	20	9	11	86
	中通	35	35	0			畑村	7	5	2	15
	下通	60	37	23	396		奥ヶ沢	4	4	0	

村税徴収状況

昭和38年3月27日現在
(単位千円)

【1般村税】

区分	調定額	収入額	未納額	収入%
年度				36年度37年度
現年度	24.135	22.514	1.621	86.9 93.3
滞納繰越	3.501	1.631	1.870	55.5 46.6
計	27.636	24.145	3.491	82.9 87.4

【国保税】

区分	調定額	収入額	未納額	収入%
年度				36年度37年度
現年度	5.973	5.390	583	84.1 90.2
滞納繰越	989	499	490	64.8 50.5
計	6.962	5.889	1.073	81.4 84.6

【1年】葦沢・下小屋・田代・石高・久保・館合新田・中通・寺田・島

公民館運営審議委員に3氏

中村 松之助(老方小学校長)
荘野 慶治(五海保)
工藤 リエ(館西)

電話ケーブル線400に

張替工事いまたけなわ

いま村内では電話ケーブル線の張替工事が行われている。

これまで村の電話回線は200であるが、このところ全村的な電話網の普及などによつてすでに満ばいとなり、新加入の希望にも応じられなくなつたため、これをさらに200回線増やして400回線にしようというのである。

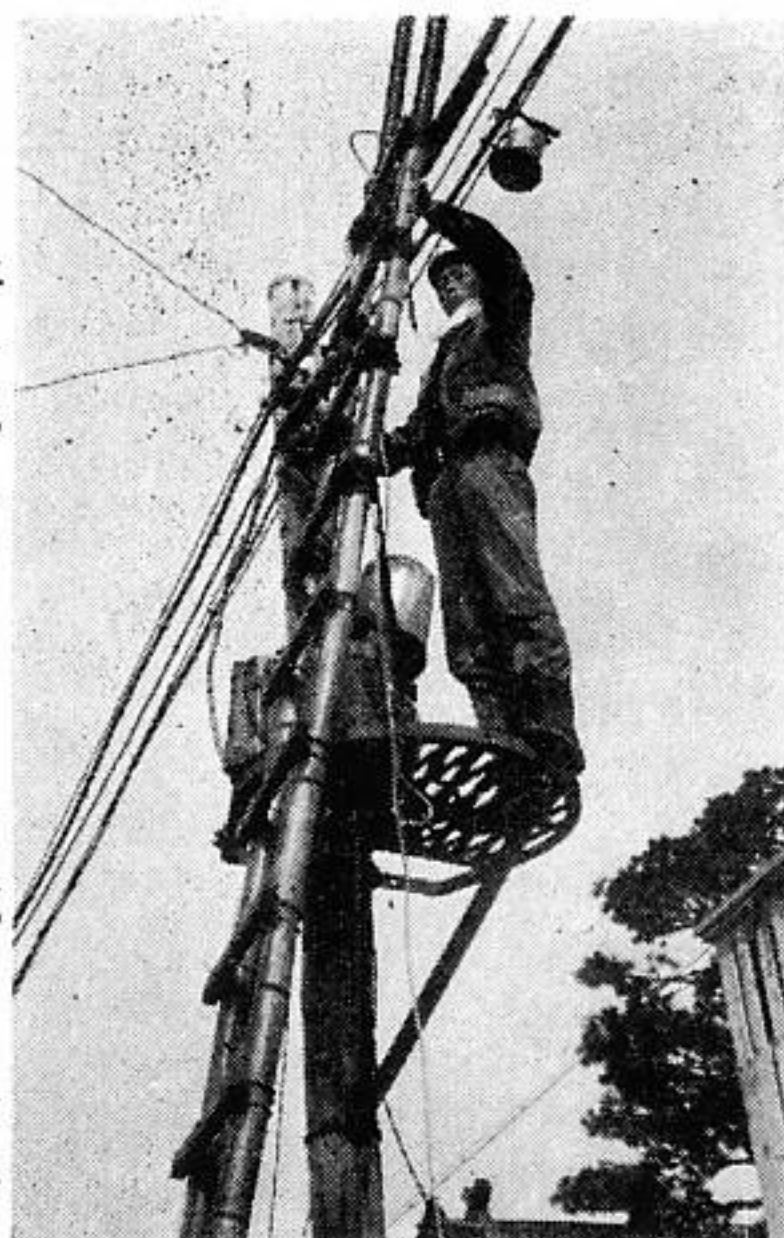
このケーブルの張替は今後10年間の需要を見越しての増設であるといつていいため、これによつて普通加入区域内の現在希望している100以上の加入も一挙に実現されるほか、こゝ当分はケーブル不足で加入が「おあずけ」になるなどの心配もご無用となるわけであるそれにしても、現在の200回線にケ

ーブルが張替されたのは昭和32年でわずか5年たらずして再びケーブルの張替が行われるのは農村部ではめつたに例をみないことであり、東北一の電話村としてますます充実できることは喜ばしい。

特別区域の電話加入に まだ多くの問題

ただここで問題になるのは、このケーブル増設により普通加入区域の人々はたやすく電話を引けることになるが、特別加入区域である法内・田代・黒淵方面の大きな戸数をもっている地域の一般の電話加入はどうするかということで、いわばこれは将来の問題でもあるこの地域には現在部落電話など普及し、まずまず連絡には事を欠か

ないが、新たに一般の電話加入をすると特別区域であるため、工事費など大きな負担が必要となるしたがつてこれらを解決するためには二つの方法しかない。一



つは加入者をまとめて普通加入区域に編入するか、もう一つは団体加入区域にするかの二つである。これには地区の人々の話し合いが必要であり、これによつて村はもちろん、老方郵便局でも希望にそつてできるだけ力になるといつていので、なるべく早く地区の人人の要望をまとめてほしい、といつてい。【写真はいま行われている電話ケーブル線の張替工事】

中央農協で役員改選

中央農協では4月27日総会を開き役員選挙を行つたが、新役員は次のとおりである。

▷理事	阿部直一郎	(岩 館)
	小笠原豊吉	(横 渡)
	遠藤喜代蔵	(野 田)
	千葉宇三郎	(桂 台)
	阿部 利男	(蔵 前)
▷監事	木島 富蔵	(宮ノ 倉)
	遠藤 直記	(小 倉)
	遠藤 良蔵	(新 倉)
	遠藤 孫助	(小 倉)
	小笠原喜一郎	(新 田)

□税のしるべ□

本年度は家屋の評価替いま村では固定資産の評価替をしている。土地は昨年から継続して進めており、本年度は家屋の評価を実施する計画になつてい。

家屋の場合、一棟一棟について大きさを測つたり、内外部の構造を詳細に調べたり、聞きとり調査などの必要がある関係で職員が各戸を訪問することになつてい。正しい評価ができるよう協力をお願いしている。なお調査日程などは決定次第部落に通知することになつてい。

徴税令書の取扱い

税務事務の能率化をはかるため、新年度から由利郡10カ町村で税務事務の一部を共同処理することとなり、その令書は従来のものとまったくちや取扱いがちがつてきていので、特に次の点に注意されるよう望まれる。

①令書は税金を全部納め終るまで保存し、絶対に紛失しないこと。

(機械にかけて作成するので作りなおしができない)

②令書は2枚一組になつているが別々にしないでそのまま使用する。

③納税のときは必ず令書を持参すること。(役場・農協いづれへ納めるときも同じ)

村県民税・国保税の令書もすでにお届けした固定資産税の

令書と同じものとなるので、以上のことを確実に実行されるよう特に望まれる。その他の税金及び37年度以前の税金の納付については従来どおりである。

国保税の納期かわる

これまで国民健康保険税は4月を第1期の納期としてきたが、38年度から税務事務の共同化の関係もあり7月が第1期となり、以下の納期も次のとおり変つた。したがつて7月に1年分の税額が確定後、令書が出ることとなる。

- ▷1期 7月1日～7月31日
- ▷2期 9月1日～9月30日
- ▷3期 11月1日～11月30日
- ▷4期 1月1日～1月31日

〇〇火の用心〇〇

これから乾燥した日が続きます。ちよつとした不注意が原因で大火を起した例がヒンパンに起つております。ストーブやカマドの煙突の点検、子どもの火遊びにもよく注意しましょう。それと子どもの火薬遊びも危険です。

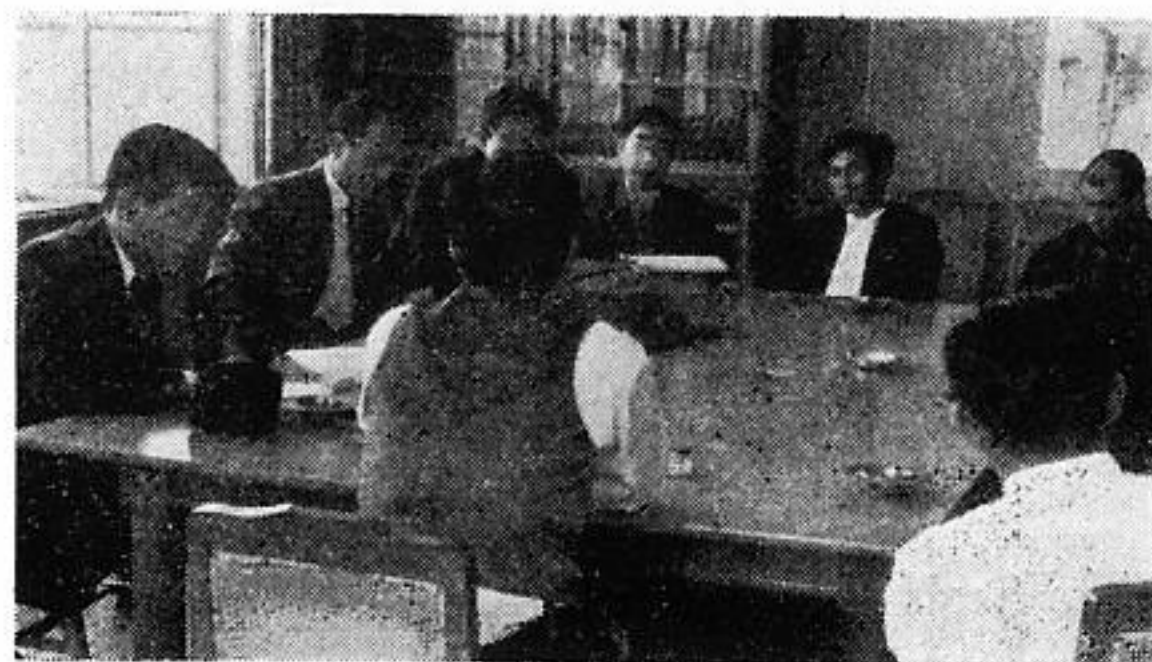
またおそろしいのは山火事です。焚火・タバコの火、十分の上に十分注意しましょう。

大事の上に危険はありません。

5月11日～20日

交通安全旬間

○人は右・車は左



「あきた」に村の酪農を紹介

県では月刊「あきた」の広報雑誌を発行しているが、近くこれに酪農の振興状況の特集し、県内にひろく紹介することになり、この取材の対象となる町村に、もつとも実績を上げているとして本村が選ばれた。

去る4月15日には県の係員が来村していろいろ取材して帰つたが、この記事は6月号に掲載される予定とのことである。【写真は酪農家を招いて取材の座談会】



知事・県議ら招き 懇談会

村及び議会では4月30日、知事と由利本荘選出県議会議員を招き、当選のお祝いをおかねて今後の村の振興策について懇談会を行った。

【写真】は知事の代理として出席し、あいさつされるヨシ子夫人】

地区委員など設置

公民館の新しい運営機構

村公民館では新年度から分館が廃止になったので、新しい運営機構のあり方を検討してきたが、こんど地区運営委員・婦人学級運営委員・青年学級運営委員を置くことに、先の公民館運営審議会が決めた。

地区運営委員は各小学校地域に置き、それぞれの地域の成人対象事業や地域の全般的な活動に協力し委員の数は各3人である。

婦人学級運営委員は、今年から全地域にこの婦人学級を開設することにして各学級の運営に協力、委員の数は各3人である。

青年学級運営委員は全村一つになった学級を開設することにしてこの学級運営に協力、委員の数は10人である。

そしてこれらの委員は公民館長が審議会の意見を聞いて委嘱し、任期は2年となっている。

この度の公民館機構改革は、分館というワクをはずして全村一体となつた公民館活動の展開というねらいを持つもので、この点、地区委員と各地域単位の婦人学級委員は広い地域にまたがっている村の立地性から、この地域をふまえた活動を行いながらつねに村として一つの大きなつながりを持ち、全村的な効果を上げていこうとするものである。

また婦人学級・青年学級委員として性質を明確にされたのは、これらの学級活動、いわば学習面をより今後の重点にしていこうとする表われでもある。

地区・婦人学級 運営委員決る

公民館の機構改革により、新たに設置される地区運営委員・婦人学級運営委員は次のとおり決り、近

く委嘱される。

地区運営委員

【住吉】横山光三郎(石高)川尻幾郎(黒淵)長谷山秀士(時雨山)

【玉米】小松慶治郎(高戸屋)長谷山武義(八日町)遠藤繁(家の下)

【袖山】畠山貞一郎(袖山)高橋末治郎(須郷)畠山淳悦(袖山)

【老方】五十嵐泰宗(上通)小松儀助(横小路)長谷山喜一郎(下通)

【蔵】伊藤幸吉(横渡)佐藤熊次(新田)佐藤万一(蔵)

【法内】遠藤莊二郎(小倉)遠藤兵一(同)遠藤熊太郎(新処)

地主が小作料の受領を拒否

【問】戦前から小作地2反歩をAから借受け耕作していますが、ここ2・3年Aは何度も小作地の返還を要求し、今年から小作料はいらないから後2年したら返してくれといいます。返還すると困るので、今年の小作料を持参しましたが受取ってくれません。このような場合どうしたらよいのでしょうか

【答】地主が小作料の受領を拒否した場合には小作料を供託するのがよいと思います。供託とは、債務者が債務を弁済しようとするのに債権者が受領を拒むときに、弁済したのと同じことにする方法です。(民法494条)したがって小作料の受領を拒否された場合でも小作料を供託すれば支払ったことになります。供託の手続は、債務履行地の供託所で行わなければなり

【宿】小野広志(宿)梅津二三雄(大琴)長谷山二郎(舟木)

婦人学級運営委員

【住吉】佐藤歌子(田代)佐藤スミ子(黒淵)長谷山ミサヨ(石高)

【玉米】菅原トイ(八日町)渡辺シメ(下小路)莊野ハツミ(五海保)

【袖山】佐藤トヨエ(大吹川)鈴木マサヨ(袖山)佐々木キネ(同)

【老方】佐々木キヨエ(中通)森川クメノ(同)畠山アイ子(横小路)

【蔵】工藤トヨ(新田)小松キオ(蔵)阿部露子(横渡)

【法内】佐藤イトヨ(十二前)工

ません(民法495条)。したがって小作料を地主のもとに管轄する法務局(地方法務局、または支局)に供託書2通、供託通知書1通地主の住所、氏名を記載し10円切手をはつた封筒1通に小作料を添えて提出すればよいことになります。(供託法、供託規則)

農地相談室

なお農地法では農地の賃貸借の解除、解約の申入れ、合意解約、定期契約の更新をしない旨の通知をするには知事の許可を受けなければなりません。「賃借人が信義に反した行為をした場合」(農地法20条2項1号) 知事は小作地の取上げを許可できることになっていますが、小作料の受領を拒否されたため、小作料を支払わずにいた場合には、その小作料滞納に有恕すべき事由があるものとして

藤トミ(新処)阿部アキノ(野田)

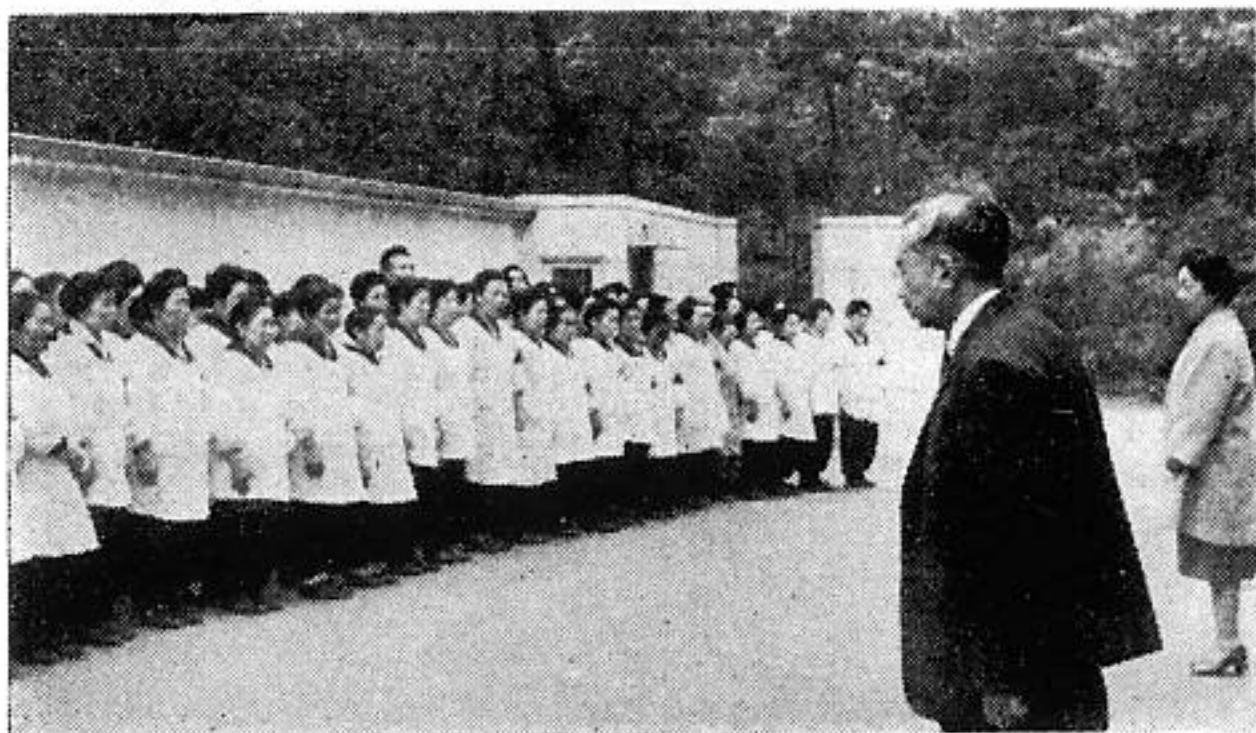
【宿】佐々木淳子(大琴)畑山美喜子(同)大庭キエ子(舟木)

……小野仁助氏のご芳志……

本村出身の小野電業社長小野仁助氏は、このほど宿小学校に対して鼓笛隊用具購入費として20万円寄附された。

また村商工会振興のため1千万円を寄託されたほか、由利郡内の僻地小学校でまだテレビを備付けしていない学校にこれを寄附したいと申出られるなど、多くの芳志に関係者を感激させている。

信義に反した行為があつたとはいえないと思います。これと同一規定が農地調整の9条にもあり、これに関する判例で次のような要旨のものがありません。「農地の賃貸人が、ひたすら農地取上げの機会をうかがい再度にわたる小作料の提借をゆえなく拒絶し、たとえ賃借人が小作料を提供しても、農地の返還を求められるのみで、その受領を期待することができない場合には小作料の滞納につき有恕すべき事情があつたものと解すべきである」(昭和29年3月10日仙台地方27<行>17号) しかし、小作料を未払いのままに放置することは、不安全な状態で耕作をつづけることになり、将来紛争を生ずるものになるとも考えられますので、ご質問のように小作料を持参し受取りを拒絶された場合には小作料を供託しておくのがよいと思います。(農業委員会)



婦人会・皇居の 清掃奉仕

村婦人会では3月26日から第1班、4月3日から第2班、それぞれ50名が皇居の清掃奉仕を行った。

【写真は天皇・皇后両陛下の賜閲を受ける婦人会】

生後91日以上の犬を飼育されている方は必ずこれを実施されるよう望まれる。手数料は1頭につき登録300円、注射180円、合計480円となり当日納付されること。なお、指定された場所へ集合しない犬への出張注射した場合、1頭100円の手数料を徴収されるので必ず指定場所で受けらるること。

▷5月13日(9:30~11:30)大琴農協前
▷5月13日(13:00~15:00)定時制高校前
▷5月14日(9:30~11:30)住吉小学校前
▷5月14日(13:00~15:00)王米農協前
▷5月15日(9:30~11:30)役場前

百日せき・ジフテリア 予防接種の日程

百日せき・ジフテリアの予防接種が行われる。該当者及び日程は次のとおりである。なお法内地区は16日の予定であったが14日に変更になっているので注意されること。

▷該当者
①第1期(3回接種)37年6月1日より11月30日までの出生者、昨年秋期の未了者。
②第2期(1回接種)同第2期の未了者。
▷日程

所感

農協合併と青年部の使命

長谷山二郎

現下の農業をじつとみつめるときに、いわゆる過度期というか、農家自身これほどとまどつていないときはありません。農業近代化の流れの中で、本村の農業ももはや根本から考えなければならぬ時期にきているわけがあります。ある人は大規模経営の自立農家を説き、ある人は中小農家の温存と指導を説き、また近代化資金による大規模な農地交換分合を説き省力化を説くとき、末端のしかも現場のそれぞれの農家がはたして長い目で見た農家経営というものをつかんでいるかという、考えざるを得ません。そうしたときに、農民自身が一番感ずるのは、いわゆる指導体勢の確立ということにほかなりません。

そこで最大の問題点は、やはり農協の合併です。これからの農業経営にとって農協こそその中核とし

て大切な使命をもっていると考えられます。

わが村の農協が4つもあつて、いまだに合併できないということについては、農協の役職員が支所なり県なりのつながりにおいて一番困つていると思うし、われわれ農家自身にとつても、あるいは村行政の面からも大きな障害点といわねばなりません。

農民はもとより、農協指導部の中心的役割をもつわれわれ青年部盟友もこの問題と真剣にとつ組んで少しでも早い合併を実現するために話しあいをしななければならないと考えます。

一本化した指導体勢のもと、村と一体となつて10年、20年後の安定したわが東由利村をつくりたいものと思います。

各位の自覚を切に期待する次第であります。(下郷農協青年部長・郡農協青年部協議会副委員長)

5月14日・蔵小学校(蔵・法内部)

5月14日・宿小学校(宿・袖山部)

5月15・老方小学校(老方部)

5月16日・住吉小学校(住吉部)

5月17日・玉米小学校(館合部)

＝時間はいずれも午後1時30分より3時まで

腸パラの予防接種

腸パラの予防接種も前記のジフテリア接種と同時に行われる。これは3歳以上60歳未満の者全員が該当者である。

知事・県議選挙結果

(本村関係)

去る4月17日行われた知事及び県議会議員選挙の本村の開票結果は次のとおりである。

知事

三浦雷太郎(共産) 421票
小畑勇二郎(無所) 3,662票

県議

金利三郎(自民) 29票
伊藤為之助(民社) 496票
木内主計(自民) 1,542票
佐藤久一(自民) 930票
小浜周一(社会) 734票
櫛岡貞竜(自民) 59票
長谷部七郎(社会) 438票

今回の選挙で本村の投票率は88.6%と意外によい成績を上げたが、これは、地方選挙はもつとも身近な選挙なのに、一般には関心が薄いといわれてきたものが、次第に選挙に対する意識が向上してきていることを物語つていともいえる。

森林組合の新役員

村森林組合の役員は任期となつたため4月10日選挙を行う予定であったが、候補者が定員をこえないため無投票で次のとおり決つた。なお改選後、初の役員会を18日開き、組合長に小松忠一郎氏(再選)同副に小松慎一氏(新)をそれぞれ選任した。

▷理事 小松忠一郎(老方)
小松慎一(高戸屋)
小松久一郎(館合)
長沢毅(老方)
阿部竹雄(杉森)
高橋重助(新田)
木島節造(蔵新田)
小松広吉(高戸屋)
石綿民之助(大琴)
遠藤藤左工門(野田)
渡辺福蔵(田代)
▷監事 小松栄男(館合)
佐藤文助(黒淵)
工藤美德(蔵)

狂犬病予防注射と 登録の日程

春期狂犬病予防注射と登録が次によつて実施される。